

公 告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和6年4月1日

福島県知事 内堀 雅雄

1 業務概要

(1) 業務名

電子成果品保管管理システム開発業務委託

(2) 業務内容

本業務は、福島県土木部が発注、監督する工事及び測量等委託業務成果の有効利用を図るため、電子納品データを保管する電子納品保管管理システムの開発を行うもの。

本業務においては、保管データの有効利用に向け、検索機能を備えた電子納品品保管管理システムを整備し、既存システムの保存データの移行を行うとともに、電子成果品の保管に着手する。

電子納品保管管理システムの開発に当たっては、今後、建設生産・管理システムの更なる高度化に向け、国土交通プラットフォーム等との連携を図るため、可能な限り更なる機能強化が可能となる仕様を選定する。

(3) 履行期限

契約の日（令和6年5月下旬予定）から令和7年2月28日まで

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、電子成果品保管管理システム開発業務委託公募型プロポーザル方式募集要領

(以下「募集要領」という。)による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去10年以内において、国、県、市町村が発注した電子納品保管管理システム開発業務、又は、国、県、市町村が保有する電子納品管理システムの維持管理、運用業務を受注し、履行した実績を有していること。
- (3) 提出者が当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体である場合の参加資格は次のとおりとする。
 - (ア) 構成員が参加資格を満たしている者であること。
 - (イ) 共同体の運営について必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。
 - (ウ) 構成員の分担業務が、業務の内容により(イ)の協定書において明らかな者であること。
 - (エ) 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、(イ)の協定書において明らかな者であること。
 - (オ) 構成員において決定された代表者が、(イ)の協定書において明らかな者であること。

4 手続等

(1) 事務局

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎4階)

土木部 技術管理課 副主査 影山 嘉一

電話：024-521-7460 E-mail：gijutsukanri@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を事務局ウェブページにより配布する。配布期間は令和6年4月1日

から令和6年4月19日まで。(https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/)
ただし、上記配布方法にて入手(ダウンロード)ができない場合は、下記のとおりとし、4(1)に電話にて申込みをすること。

ア 配布期間

令和6年4月1日から令和6年4月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の9時から17時まで。(郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内の消印のあるものについて配布する。)

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

(ア) 手交を希望する場合は、電子データ保存用の未使用のCD-Rを4(1)の場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交する。

(イ) 郵送による配布を希望する場合は、表に「電子成果品保管管理システム改修業務委託募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒CD-Rが入る大きさの封筒に140円の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記)を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で4(1)へ郵送すること。CD-Rに複製し返送する。

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和6年4月26日(金)17時までに、4(1)の場所に1部を持参又は郵送すること。

郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 詳細は募集要領による。